

新規林業就業者雇用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規林業就業者を雇用する林業事業者に対し、予算の範囲内で新規林業就業者雇用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林業 育林業、素材生産業、木材製造業及び木材加工業
- (2) 新規林業就業者 3年以内に初めて林業に就業した市内に住所を有する者であつて、当該就業時の年齢が満55歳未満の者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、新規林業就業者を雇用している市内に事務所又は事業所を有する林業を営む事業者（以下「林業事業者」という。）のうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 第5条の規定による補助金の申請を行った日から起算して1年を経過する日までに新規林業就業者が概ね150日以上林業に従事することが見込まれること。
 - (2) 雇用する新規林業就業者が、「緑の雇用」新規林業就業者育成推進事業等による他の補助を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、新規林業就業者又は林業事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。
- (1) 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の滞納がある者
 - (2) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者である者
 - (3) 生活保護受給者
 - (4) 過去に次条第2項に規定する交付期間の全期間分の補助金の交付を受けたことがある者
 - (5) 前年度に補助金の交付を受けた者で補助金についての確定申告をしていない者
 - (6) その他市長が補助金を交付することが不相当と認める者

(補助金の額及び交付期間等)

第4条 補助金の額は、新規林業就業者1人につき1月当たり10万円とする。ただし、当該新規林業就業者の給与月額が10万円に満たない場合は、給与月額を補助金の額とする。

- 2 補助金の交付の対象とする期間（以下「交付期間」という。）は、新規林業就業者が初めて林業に就業した月から起算して36月までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請日の属する月から起算して24月（雇用する新規林業就業者が令和5年3月末日までに新規林業就業者支援事業補助金の交付を受けた場合は、当該交付を受けた月数を差し引い

た月)を経過した場合は、補助金を交付しない。

4 新規林業就業者が1月以上林業を休止する期間が発生した場合においては、休止の期間を交付期間の算定に含め、休止中の月は、補助金の交付の対象としないものとする。

5 補助金は、申請日が属する月分から交付するものとする。ただし、令和5年度に限り、11月30日までに申請した場合は、新規林業就業者を雇用した月又は令和5年4月1日のいずれか市長が認める月分から交付するものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 就労証明書(様式第2号)
- (2) 林業事業者及び新規林業就業者の市税の完納証明書
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 収入、市税の納付状況、就労状況等に関する調査の同意書(様式第4号)
- (5) 履歴書その他の新規林業就業者に係る職歴が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る交付が適当か審査のうえ、速やかに補助金の交付の決定をし、新規林業就業者雇用支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)又は補助金等不交付決定通知書(規則様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による通知を受領した申請者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日又は市長が別に定める日までに実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 就労証明書(様式第2号)
- (2) 新規林業就業者が林業に従事した日数が分かる書類
- (3) 新規林業就業者への月ごとの給与支給額が分かる書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査したうえで交付すべき補助金の額を

確定し、補助金等額確定通知書（規則様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知を受領した後において、補助金等請求書（規則様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、第1号に該当する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 交付期間中において第3条に定める補助対象者の要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 虚偽の申請、報告等により不正に補助金を受けたとき。
- (3) 本市の指示に従わなかったとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付の取消しを決定したときは、新規林業就業者雇用支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは補助金の返還を求めるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和5年10月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。